

第11回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年3月3日(火) 午後1時30分～午後4時55分

2、開催場所 のごみふれあい楽習館 会議室

3、出席委員 11名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

4、欠席委員 1名（明細は下記「農業委員出席簿」のとおり）

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 三原 一義 委員 2番 中牟田 安彦 委員

- ②第2 報告第 16号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 報告第 17号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて
 議案第 47号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 報告第 18号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請の取下げについて
 議案第 48号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
 について
 報告第 19号 農地等形状変更届出について
 議案第 51号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実	書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	×	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
母ヶ浦・西葉	中西 和明	最初から参加
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	熊谷 勉	最初から参加
伏原・下浅浦・中浅浦・上浅浦・大木庭	橋村 広光	最初から参加

城内・高津原・大手・東町・西牟田・新町・中牟田・横田・若殿分・納富分・末光・馬渡	木下 一喜	議案 51 号のみ参加
小舟津・犬王袋・世間・重ノ木・行成・執行分・井手分	藤家 豊次郎	議案 51 号のみ参加
南川・筒口・大殿分・貝瀬・土穴・本城	山口 茂喜	議案 51 号のみ参加
鮎越・七開・奥山	鶴 克次	議案 51 号のみ参加
新方・湯ノ峰・庄金・南舟津・野島・北舟津・中町・八宿・浜新町	原田 秋生	議案 51 号のみ参加
井手・三部	堀 勝	議案 51 号のみ参加
中村・土井丸・森・組方・本町・乙丸	中尾 雅明	議案 51 号のみ参加
江福・龍宿浦・矢答	木原 健二	議案 51 号のみ参加
飯田	與猶 和之	議案 51 号のみ参加
大宮田尾・小宮道	井上 哲次	議案 51 号のみ参加

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第11回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、江頭委員の欠席及び11名の出席を確認。)本日の出席は11名であります。次に議事録署名人の指名をします。1番三原委員と2番中牟田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときには特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしく願います。では、慣例によりまして議長を会長に願います。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。今回の議題は議案5件と報告4件であります。早速、審議に入ります。報告第16号「農地法第18条6項の規定による解約報告について」を議題とします。本件につきましては一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁から3頁をご覧ください。報告第16号について説明いたします。記載のとおり11件となっています。合計29筆で面積が26,313㎡となっています。内訳は田が16筆で、15,069㎡です。畑は13筆の11,244㎡となっています。</p> <p>解約事由は双方合意による借人変更のためが6件。借人からの申し出が2件。貸人からの申し出が1件。農地法第3条申請のためが1件。農地中間管理機構への再設定のためが1件となっております。</p> <p>なお、借人変更となっている1番・3番・4番・9番・10番は次の借人の方が決まっており、第50議案での審議をお願いします。8番の中間管理機構との再設定も同様です。11番は次の借人の方が決まっているようですので、次回の総会での審議になるかと思えます。農地法第3条申請のためとなっている7番は議案の第49号で</p>

	<p>の審議をお願いします。2番は借受人の方と貸出人の方は兄弟ですが、これまでも月に2～3度貸出人の方が帰ってきて管理をされていたということです。今回解約をして今後も帰省して管理をされるということです。5番と6番は新しい借受人の方を推進委員の方が探されています。</p> <p>以上で報告第16号の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の説明について何か質問はありませんか。</p>
9番委員	<p>2番について質問ですが、貸出人の方が月に2、3回帰って来て耕作をするとのことですが、面積が全部で1町近くあるのを1人できるのですか。</p>
事務局	<p>今までも貸出人の方が自分で耕作していたとおっしゃっていたので、大丈夫かと思いません。</p>
3番委員	<p>9番は親子間の解約だと思われませんが、次の作り手は決まっていますか。</p>
事務局	<p>はい。この後の議案第50号にでてきますが、〇〇農場さんが耕作される予定です。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。無いようなのでこれで報告第16号を終わります。</p> <p>次に報告第17号「農地法第3条の規定による許可の取り消し願いについて」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案説明資料の4頁をご覧ください。報告第17号について説明いたします。本件は令和元年9月2日に開催された総会で審議され、許可を取られていました。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さんでしたが、譲受人である〇〇さんが亡くなられたために契約ができずに許可後の手続きが進んでおりませんでした。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地です。地目は共に畑で面積は147㎡と747㎡です。譲受人である〇〇さんの息子さん(〇〇氏:35歳)が相続人となって、再度農地法第3条申請をされるようです。</p>
議長	<p>相続が終われば手続きは進むのですね。</p> <p>他に質問はないでしょうか。無いようなので報告第17号を終わります。</p> <p>次に議案第47号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の5頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の2頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地になっています。登記面積は899㎡です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん26歳、会社員の方です。この方は〇〇〇〇、〇〇氏の息子さんです。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん65歳、農業の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設概要は216枚の発電パネル356.40㎡と通路その他が542.60㎡になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道路があって畑、西は道路、南は畑ですが太陽光発電装置への転用許可の申請が昨年7月にあります。北は畑ですが同じく太陽光発電装置への転用申請が先々月あります。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。</p> <p>番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員より説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>申請地付近はこれまでも太陽光発電の転用申請が上がってきた所になります。周辺はすでに雑木等が伐採されており、太陽光パネルを設置できるように整備されている状況です。耕作されている農地も無いため、特に問題はないと判断しています。</p>
議長	<p>この付近は太陽光発電の申請で何回となく、現地確認に行っていますので、現地の状況は良くお分かりかと思えます。今回の譲受人が〇〇をされている〇〇氏の息子さんですが、毎回違う名義で申請が上がってきているのはどうしてですか。</p>
事務局	<p>太陽光の場合、隣接して同一人物での申請ができないので、違う名義での申請となっています。今回は息子さん名義での申請がされています。</p>

10番委員	資金証明はどのようになっていますか。
事務局	資金計画については〇〇〇〇さんから息子さんへの融資証明書を提出してもらい、〇〇〇〇さんからは預金の残高証明書を提出してもらっています。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。 次に2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。位置図は3頁をお開きください。土地の所在は〇〇字〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は共に田となっています。登記面積は1,166㎡です。譲受人は1番と同じく〇〇〇〇さん26歳、会社員の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん56歳、パートの方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設概要は237枚の太陽光発電パネル391.05㎡と通路その他が774.95㎡になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は水路があって田、西は雑種地(太陽光発電装置が設置済み)で、南は田、北は水路と道があって畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。 番号2の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
3番委員	申請地は〇〇〇〇道の入り口付近です。今回申請地の西側は既に太陽光発電が設置されています。今回の場所は東に傾斜しており、日照が良くないので太陽光発電には向いていないと言っていたのですが、これまでに農地を分筆したため地主との関係上から取り組まれるのかなと思います。現地の東側に水路がありますが、この水路は土水路で排水に向けた水路ではありません。しかし、地形から見て周辺へ影響が出ることはないかと思われま
議長	只今の説明について質問はありませんか。
2番委員	下の水田の方への影響はありませんか。
3番委員	水田がありますが用水が来ない為、稲は作られていません。大豆を作るか、年に数回の草払いが行ってあります。
事務局	水路を境に農地の所有者が分かれています。今回申請地側の法面には防草シートが張られており、下側の田へ悪影響が出ないように配慮してあります。
議長	今の説明でよろしいでしょうか。他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付いたします。 次に3番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号3について説明いたします。総会議案説明資料の6頁をお開きください。本件は農地等の使用貸借権設定の許可申請承認となります。位置図は3頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇の一部です。申請地は農振地域であるため、昨年11月の総会で除外申請について審議され、許可を取られています。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は689㎡の内75.48㎡です。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん49歳、自営業の方で、貸出人は〇〇区の〇〇〇〇さん44歳、会社員の方です。転用の目的は物置小屋で、33.19㎡の物置小屋と通路その他が42.29㎡となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東と北は畑、西は水路、南は道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。 番号3の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
8番委員	現地はみかん畑の一角になります。〇〇〇〇猟の拠点とし、道具置場や打合せ場所として利用されるようです。

議長	担当の最適化推進委員より補足して説明があればお願いします。
熊谷 推進委員	6月に農地パトロールを行った際には小屋はなかったと記憶していますので、それ以降に建てられたのではと思っております。周辺農家の方から通報がありまして、事務局に問い合わせてみました。転用の届出がされてなかったのが、今回の申請となったようです。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
議長	只今の説明について質問はありませんか。
10番委員	借受人の職業が自営業となっておりますが、どんな職業をされているのですか。
事務局	〇〇師と聞いております。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に報告第18号「農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請の取下げについて」事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案説明資料の7頁をお開きください。位置図は4頁をご覧ください。本件につきましては次頁の1番とも関連していますので、まとめて説明させていただきます。 今年1月の総会で農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての審議をしていただきましたが、佐賀県農山漁村課へ進達した後に転用許可を取られていなかったことが判明しました。事務局の確認ミスからこのようなことになりました。今後このようなことのないように事務局職員複数人によるチェックを心掛けていくようにしていきたいと考えています。申請人の方は申請を取り下げ、改めて農地法第4条の転用申請をしたいということです。 次頁の農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について説明します。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は田、現況地目は集団地区となっております。登記面積は104㎡です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん83歳、農業の方です。転用の目的は貸駐車場及び物置倉庫となっております。施設の概要は3台分の貸駐車場30㎡と1棟の物置倉庫10㎡と通路その他64㎡となっております。周囲の状況は東と西が雑種地、南は宅地、北は田となっております。関係機関との協議ありで条件はなしとなっておりますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
9番委員	備考欄に北が田と記載されていますが、道路の間違いでは。
事務局	地目変更がされていないため、田としております。委員がおっしゃるとおり現況は道路(国道)です。
11番委員	現況地目に集団地区となっておりますが、どういうことですか
事務局	税務課の課税上の名称です。家が建っていたり、造成されていたり、農地では無くなったものです。
10番委員	施設の概要が貸駐車場になっておりますが、既に駐車場ができている状況なら今誰かに貸してあるのですか。
事務局	今回手続きのため来庁されているのは申請人の息子さんです。その方から聞いたところでは、申請地の向かいにある〇〇〇〇〇〇工場の仲介で使われている方がいるとのことでした。ただ、誰が使われているかは知らないとのことでした。
3番委員	登記地目は田となっていて、既に埋め立てて高めてあると思いますが、その時には許可を取られてないのですか。
事務局	駐車場にする前の現地の状況が定かではないので、許可を取られているかどうか分かりません。周囲が宅地分譲の申請で高めてあり、その頃に造成されたのではないかと考えます。
4番委員	私の自宅の近くなんですが、以前〇〇〇〇の隣に〇〇砂糖屋さんがありました。そこが今

	回申請のあった場所の隣を駐車場として利用をされていました。恐らくですが、その駐車場を造成した際に申請地もいっしょに高められているのではないのかなと思います。
議長	申請人本人からの聞き取りを行って、駐車場を埋め立てた経過と流れを説明してもらった方がいいと思いますがどうですか。
	(全員賛同)
議長	それでは、来月まで保留としてそこで採決を取りたいと思います。
議長	次に議案第48号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は同じく7頁をご覧ください。位置図は5頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は純山林となっています。登記面積は1,639㎡です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん61歳、左官業の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は植林で杉160本が既に植えられています。周囲の状況ですが、東は宅地と原野で、西は畑と山林、南は山林、北は水路となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出してあります。この案件は利用状況調査で植林されていることが判明し、今回転用の申請をされているものです。番号2の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
8番委員	申請地は元々みかん畑でした。既に杉は大木となっています。
議長	担当推進委員から補足はありますか。
橋村 推進委員	今回申請人が〇〇〇〇さんとなっておりますが、実際杉を植えられたのは〇〇さんの父親になります。〇〇さんがお勤めだったため、みかん畑を継ぐのが困難なことから植林をされたそうです。
議長	ここで始末書の読み上げをお願いします。
	(始末書読み上げ)
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に議案第49号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の8頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は8頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑で現況地目は樹園地となっています。登記面積は936㎡となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は相手方の要望と労力不足となっています。譲受人の〇〇さんは申請地付近に畑をお持ちで、ここと併せてマキの木を育てるとのことです。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってまいりまして、特に問題なしとして、両担当員より署名が添付されているところでございます。番号1の説明は以上です。
議長	現地の状況を教えてください。
7番委員	申請地は〇〇〇〇道の道沿いになります。既に整地がされていて、一部分ですがマキの木が植えてある状況です。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>2番について説明いたします。位置図は9頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は共に畑となっています。登記面積は216㎡となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、農漁業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん54歳、パートの方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と兼業による経営縮小となっています。譲渡人の〇〇さんはこのミカン畑を届出なしで第三者の方に作ってもらわれていましたが、返されており自分では作ることができないため、〇〇さんを買ってもらえるようです。また、〇〇さんは道路の横の農地で、後継者もおられることから購入されるようです。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号2の説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明について質問はありませんか。</p>
2番委員	<p>もともと〇〇さんのお父さんがこの農地を耕作されていましたが、数年前からは〇〇さんのお父さんが耕作されておりました。今回〇〇さんが高齢のため耕作できないことから、〇〇さんが耕作されるとのことです。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成として扱います。 次に3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明いたします。位置図は10頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目は共に畑となっています。登記面積は671㎡となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は相手方の要望と農業廃止となっています。譲渡人の〇〇さんは事故で体が不自由となり農業ができないということで売られるとのことです。また、〇〇さんは現在植えられている梅と柿を栽培するとのことです。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。 番号3の説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明について質問、意見はありませんか。</p>
橋村 推進委員	<p>特に問題はありませんが、この農地に水道管が通っているため、壊さないように注意をお願いしますと伝えています。</p>
議長	<p>売買価格はいくらになっていますか。</p>
事務局	<p>1筆〇〇万円になります。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成として扱います。 次に4番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番について説明いたします。位置図は11頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目は共に田となっています。登記面積は959㎡となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん39歳、農業兼会社役員の方です。譲渡人は〇〇町の〇〇〇〇さん60歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と小作地の売買となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。 番号4の説明は以上です。</p>

議長	売買価格いくらですか。
事務局	1筆〇〇万になります。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。
事務局	次に議案第50号について説明いたします。総会議案・説明資料は9頁から19頁までとなります。この案件につきましては1議案の57件でありまして、18頁の53番から55番はあっせんによる所有権移転です。この3件につきましては先月の総会後に所有権が売手の方から公社に移りました。今回は総会後に公社から買い手の方に所有権が移ります。19頁に記載の2件は農地中間管理機構との貸借となる案件です。 利用権設定されている案件が1番から52番までの52件です。新規が24件。再設定(更新)が28件となっています。52件の利用権を設定されているうち、使用貸借権は9件で、賃貸借権が43件です。賃貸借権43件のうち、現金扱いが18件で、物納扱いが25件です。契約期間については、10年が16件、6年が1件、5年が25件、3年が10件となっています。 ここで使用貸借権が設定されている案件について若干説明します。18番・38番・41番・42番・45番・46番・47番は使用貸借権の更新です。31番は苗字は違いますが、実の親子です。息子の〇〇〇〇さんがこの春農業大学校を卒業して果樹で就農されます。48番は既に借受けてある農地と一部は隣接しているそうです。〇〇さんは高齢で奥さんを亡くされており、一人では出来ないのでは頼まれたようです。 農地中間管理機構との貸借は2件で、2件ともこれまでは利用権の設定で貸し借りをされていました。56番は期間満了で中間管理に切り替えられます。57番は契約期間の中途解約され、中間管理に切り替えられます。契約期間は共に10年となっています。 議案第50号の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
3番委員	53番の売買価格はいくらになりますか。
事務局	反当〇〇万になります。
7番委員	この地区は畑が反当〇〇万、水田が反当〇〇万となっています。
2番委員	鹿島地区ではないと思いますが、他の地域ではこの農地を管理してやるからお金を納めてくれという方がいるようです。今後鹿島内でもそういう事例がでてきてもおかしくないと思います。
議長	今後そういう話が出てくるのではないかなと心配しているところです。現実鹿島にもいらっしゃるのではないかなと思います。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 次に報告19号「農地等形状変更届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第19号について説明いたします。総会議案資料の20頁をご覧ください。位置図は12頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。地目は田で、面積は1,759㎡でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん71歳、〇〇町の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、申請地の地目は田ですが、最近では耕作されておらず遊休農地でした。(荒廃とまでは言えない状態です。) 労力不足で田としての利用が困難なことから、南側の雑種並みに高めて畑に転換し、季節の野菜を作りたいということでした。周囲の状況ですが、東と西は田、南

	は雑種地、北は道路となっています。申請地は農業振興地（農振地）となっています。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	申請人の名前が〇〇〇さんになっていますが、実際に耕作されるのは〇〇さんの息子さんになるのでは。
事務局	そうです。〇〇の方でも野菜を栽培されていて、今回の申請地でも同じく野菜を作りたいとのことから形状変更をされるとのことです。
2番委員	私は〇〇さんがハウスをされている〇〇の方を訪問したことがあります。そこではネギを栽培されていて年中収穫ができるそうです。鹿島の方でもネギを作られるのではないかなと思います。
議長	もともと申請地は耕作をされてなくて、どうされますかと尋ねたところ畑に形状変更して栽培したいとの返事をいただきました。形状変更の理由に労力不足と書いてありますが、畑で季節野菜を栽培するほうが大変だと思いますが。
9番委員	届出人の息子さんが耕作をされるのなら、形状変更届出とは別に耕作の契約書を提出してもらわないといけないと思います。
議長	私もそう考えていますが、本人も耕作するとおっしゃっていますので許可にして、事務局を通じて中身の整理と賃借の契約を結ぶようお願いしたいと思います。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 ここで一旦休憩とします。休憩後に「人・農地プランの実質化」について農林水産課農政係から説明を受け、その後に議案第51号の審議をします。
	(午後3時25分～午後3時45分迄休憩) (午後3時45分～ 農林水産課農政係から農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とし、「人・農地プランの実質化」のスケジュール及び内容について研修会を行う。) (午後4時10分 総会再開)
議長	次に議案第51号「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」の見直しについて事務局より説明をお願いします。
事務局	この指針は平成29年3月に総会で審議され、鹿島市のホームページ上で公開されています。この指針は努力目標として定められ、農地利用最適化交付金という国から委員の皆様への成果及び活動の実績に対しまして、支払われる交付金を受けるために作られたものです。 また、この指針は農業委員及び推進委員の改選期ごとに見直しを行うとなっています。お手許には、当時作成された指針と指針に対する意見を書く用紙、数値データをお配りしています。指針を定めるに当たっては推進委員の方からも意見を聴くことになっていますので、本日の会議には推進委員の方も呼びしています。 本日は議案として決定までは行わずに、事務局が議案の説明をして、皆様からの質疑に対して答えるまでとしたいと思います。皆様からの意見についてはお手許の用紙に記入していただき、提出していただきまして、意見を集約して指針を見直しまして、来月の総会で決定したいと思います。 1頁の表は農地の担い手への集積です。管内農地面積は過去のデータから推計してあります。3年後の目標が2,310haとなっていますが、乖離があつて2,260haとなっています。集積面積は目標を1,501haとしていましたが、実績で1,381haとなっています。率に直しますと61.1%になります。お渡ししているデータには佐賀県と全国の集積率を入れてあります。 2頁には担い手の育成・確保に関する数値目標が上がっています。認定農業者はこの頃

	<p>は減少傾向にありましたので、118経営体となっていました。144経営体になっています。認定新規就農者は8経営体で、基本構想水準到達者は61経営体になっています。基本構想水準到達者とは農地を5ha以上お持ちの農家で、これだけの農地を持っておられれば年間所得400万円以上が可能となる農家のことです。特定農業団体その他の集落営農組織は当時の18団体から変わらないとしてあります。</p> <p>3頁には遊休農地の解消目標の数値が上がっています。管内の農地面積に関しては1頁と同じなので省略します。遊休農地面積は324haとなっていますが670haであり、かなりかけ離れています。率は29.6%です。これは平成35年には注1にある「新・農地を生かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づいてゼロとしていましたが、非農地判断をしても現実的には不可能だと思います。現実的な数字に変えるべきだと事務局は考えます。</p> <p>4頁には新規参入の促進目標の数値が上がっていき、14人と1法人が上がっています。今年度の新規就農者は市内で12人でした。以上が指針についての説明です。</p> <p>今日は冒頭にも申しましたが、指針についての質問をお受けして、皆様からの意見を用紙に記入していただいて今日19日迄に出していただいて、来月の総会で決定したいと思いません。委員全員の方から意見をいただきたいと思いません。</p>
議長	<p>農業委員、最適化推進委員の皆さん方は、先程の事務局の説明にありました1項から4項の活動をされていると思いますが、その活動の実績に対する報酬を支払うようになっております。</p> <p>その額は事務局へ提出してもらっている活動記録簿に書いてある内容をもとに額を算出しております。</p>
事務局	何か質問や意見がありましたら、用紙に記入のうえ事務局に提出をお願いします。
議長	<p>質問はありませんか。</p> <p>無いようなので、副会長の挨拶で締めたいと思いません。</p>
11番委員	今日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございました。また、長時間の審議お疲れさまでした。以上を持ちまして本日提出された議案審議を終わります。
	(午後4時55分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和2年 3月3日 鹿島市農業委員会</p> <p>会 長 ⑩</p> <p>1番委員 ⑩</p> <p>2番委員 ⑩</p> <p>事務局長 ⑩</p>
--	--